

令和 6 年度 第 3 回
白井市都市計画審議会
資 料

期日 令 和 7 年 3 月 2 5 日 (火)

場所 白井市役所東庁舎 1 階 会議室 1 0 1

資料

(議案第 1 号)

印西都市計画生産緑地地区の変更について (付議)

経緯等の説明資料

1 今回の変更内容

(1) 生産緑地全体地区数及び面積

変更後		変更前	
地区数	合計面積	地区数	合計面積
38	約 31.17ha	40	<u>約 35.37ha</u>

△約 4.20ha を変更

(2) 変更内容内訳

変更事由	対象地区	面 積	【参考】との差
廃 止	2 地区	<u>△約 0.81ha</u>	廃止面積が約 0.01ha 減
一部廃止	4 地区	<u>△約 2.87ha</u>	一部廃止面積が約 0.01ha 増
地積更生	4 地区	約 0.09ha	変更なし
錯 誤	1 地区	<u>△約 0.61ha</u>	変更前面積についての錯誤が 約 0.61ha 減
合 計		△約 4.20ha	面積の増減が約 0.61ha 増

※対象地区は重複地区含む

【参考】

令和 5 年度第 2 回都市計画審議会 議決時資料

●変更後の生産緑地全体地区数及び面積

変更後		変更前	
地区数	合計面積	地区数	合計面積
38	約 31.13ha	40	<u>約 34.72ha</u>

●変更内容内訳

変更事由	対象地区	面 積
廃 止	2 地区	<u>△約 0.82ha</u>
一部廃止	4 地区	<u>△約 2.86ha</u>
地積更生	3 地区	約 0.09ha
合 計		△約 3.59ha

【経緯】

令和 4 年 7 月 5 日都市計画変更決定

1 変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地の全体の内訳表			
地区数	追 加	廃止及び 地積更生	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
8	約 0.00 ha	約 3.16 ha	△ 約3.16ha	40	約 35.37 ha	41	約 38.53 ha

本来は一致するが、

一致していない資料のまま議決を得てしまった。

令和 6 年 3 月 2 5 日（令和 5 年度第 2 回都市計画審議会 議決時資料）

1 変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地の全体の内訳表			
地区数	廃 止	地積更正	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
7	約 3.68 ha	約0.09ha	△ 約3.59ha	38	約 31.13 ha	40	約 34.72 ha

2 修正に至った理由

(1) 生産緑地合計面積の修正

令和 4 年 7 月 5 日 都市計画変更決定		令和 5 年度第 2 回都市計画審議会 議決時資料	
変更後		変更前	
地区数	合計面積	地区数	合計面積
40	約 35.37ha	40	約 34.72ha

① 白井北第三第一種生産緑地地区の面積の錯誤(△約 0.61ha)

令和 5 年度第 2 回都市計画審議会議決時において、当地区の生産緑地変更前の総面積について誤りがあり、今回の審議会において「錯誤」として△0.61ha 減とするもの。

② 34 号河原子第四生産緑地地区の面積(△0.04ha)

当地区の生産緑地内で要件を満たした物置兼作業所（約 0.04ha）について、誤って生産緑地変更前の総面積から除いてしまったため、修正するもの。

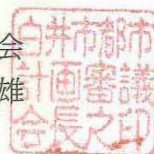
※今回の手続きにおける生産緑地地区面積の増減ではない。

資料 2

白 都 審 第 2 号
令和 6 年 4 月 3 日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市都市計画審議会
会長 北 原 理 雄



白井市都市計画審議会への付議について（答申）

令和 6 年 3 月 2 5 日付け白都第 1 9 2 号により付議された下記の議案については、案のとおり議決したので答申します。

記

印西都市計画生産緑地地区の変更について

正(今回)(議案2ページ)

印西都市計画生産緑地地区の変更(白井市決定)

印西都市計画生産緑地地区中西白井南第一第一種生産緑地地区ほか6地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考
番 号	生 産 緑 地 名		
	西白井南第一第一種生産緑地地区	約 2.02 ha	一部廃止 △約 0.10 ha
	白井北第一第一種生産緑地地区	約 2.27 ha	地積更正 △約 0.00 ha (△ 10 m ²)
			一部廃止 △約 0.07 ha
	白井北第三第一種生産緑地地区	約 2.15 ha	地積更正 約 0.11 ha
			錯誤 △約 0.61 ha
			一部廃止 △約 2.59 ha
30	名内第四生産緑地地区	約 1.16 ha	地積更正 △約 0.04 ha
33	河原子第三生産緑地地区	約 - ha	地積更正 約 0.02 ha
			廃止 △約 0.64 ha
34	河原子第四生産緑地地区	約 0.56 ha	一部廃止 △約 0.11 ha
38	河原子第八生産緑地地区	約 - ha	廃止 △約 0.17 ha
合 計		約 8.16 ha	一部廃止、廃止、錯誤及び地積更正 △約 4.20 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

印西都市計画生産緑地地区の変更(白井市決定)

印西都市計画生産緑地地区中西白井南第一第一種生産緑地地区ほか6地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考
番 号	生 産 緑 地 名		
	西白井南第一第一種生産緑地地区	約 2.02 ha	一部廃止 △約 0.10 ha
	白井北第一第一種生産緑地地区	約 2.27 ha	一部廃止 △約 0.07 ha
	白井北第三第一種生産緑地地区	約 2.15 ha	地積更正 約 0.11 ha
			一部廃止 △約 2.58 ha
30	名内第四生産緑地地区	約 1.16 ha	地積更正 △約 0.04 ha
33	河原子第三生産緑地地区	約 - ha	地積更正 約 0.02 ha
			廃止 △約 0.65 ha
34	河原子第四生産緑地地区	約 0.52 ha	一部廃止 △約 0.11 ha
38	河原子第八生産緑地地区	約 - ha	廃止 △約 0.17 ha
合 計		約 8.12 ha	一部廃止、廃止及び地積更正 △約 3.59 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

下線部は、令和5年度第2回都市計画審議会において誤りのあった箇所(その他の赤字は、県との調整により修正を行った箇所)

正(今回)

理由

1. 生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除に伴う廃止
2. 分筆等による地積更正
3. 合計面積の錯誤

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

理由

西白井南第一第一種生産緑地地区、白井北第一第一種生産緑地地区及び34号河原子第四生産緑地地区については、行為制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたものについて都市計画変更(一部廃止)する。

白井北第三第一種生産緑地地区及び33号河原子第三生産緑地地区については、生産緑地地区に指定されている土地の一部について錯誤を原因とした地積更正の登記を行ったところ、生産緑地地区の面積に変更が生じたことから都市計画面積の変更を行うとともに、行為制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたものについて都市計画変更(一部廃止及び廃止)する。

38号河原子第八生産緑地地区については、行為制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたものについて都市計画変更(廃止)する。

30号名内第四生産緑地地区については、生産緑地地区に指定されている土地の一部について錯誤を原因とした地積更正の登記を行ったところ、生産緑地地区の面積が減少したことから、都市計画面積の変更を行う。

正(今回)(議案3ページ)

1 変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地の全体の内訳表			
地区数	廃 止	地積更正 錯誤	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
7	約 3.68 ha	△ 約0.52ha	△ 約4.20ha	38	約 31.17 ha	40	約 35.37 ha

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

1 変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地の全体の内訳表			
地区数	廃 止	地積更正	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
7	約 3.68 ha	約0.09ha	△ 約3.59ha	38	約 31.13 ha	40	約 34.72 ha

正(今回)(議案4ページ)

変更理由書

白井市では、昭和 61 年 12 月 23 日に旧生産緑地法に基づき、第一種生産緑地地区約 30.2 ヘクタールを指定した。

また、平成 13 年 4 月 1 日の市制施行に伴い三大都市圏の特定市となったため、平成 13 年 11 月 16 日に改正生産緑地法に基づき、約 23.05 ヘクタールを指定し、さらに平成 14 年 11 月 22 日に土地区画整理事業区域内において約 0.66 ヘクタールを追加指定し、現在では 40 地区、約 35.37 ヘクタールが指定されている。

今回、変更される生産緑地地区は、旧生産緑地法地区 3 地区、改正生産緑地法地区 4 地区の計 7 地区である。

旧生産緑地法地区 3 地区は、指定後 10 年の行為制限期間の経過により、所有者から生産緑地法第 10 条による生産緑地の買取の申出がなされた。その後、生産緑地法第 11 条による生産緑地の買取らない旨の通知を行うとともに、白井市農業委員会に生

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

変更理由書

白井市では、昭和 61 年 12 月 23 日に旧生産緑地法に基づき、第一種生産緑地地区約 30.2 ヘクタールを指定した。

また、平成 13 年 4 月 1 日の市制施行に伴い三大都市圏の特定市となったため、平成 13 年 11 月 16 日に改正生産緑地法に基づき、約 23.05 ヘクタールを指定し、さらに平成 14 年 11 月 22 日に土地区画整理事業区域内において約 0.66 ヘクタールを追加指定し、現在では 40 地区、約 34.72 ヘクタールが指定されている。

今回、変更される生産緑地地区は、旧生産緑地法地区 3 地区、改正生産緑地法地区 4 地区の計 7 地区である。

旧生産緑地法地区 3 地区は、指定後 10 年の行為制限期間の経過により、所有者から生産緑地法第 10 条による生産緑地の買取の申出がなされた。その後、生産緑地法第 11 条による生産緑地の買取らない旨の通知を行うとともに、白井市農業委員会に生

正(今回)

産緑地の取得の斡旋を行ったが、取得希望者がなかった旨の回答があったことから、「行為の制限」が解除され、生産緑地としての機能が失われたことから一部を廃止するものである。なお、内一地区は、地積更正等により生産緑地地区の面積が増加したことから、併せて都市計画面積の変更を行う。
また、内一地区は、錯誤により生産緑地地区の面積が減少したことから、都市計画面積の変更を行うものである。

改正生産緑地法地区 3 地区は、主たる従事者の故障及び死亡により、所有者から生産緑地法第 10 条による生産緑地の買取の申出がなされた。その後、生産緑地法第 11 条による生産緑地の買取らない旨の通知を行うとともに、白井市農業委員会に生産緑地の取得の斡旋を行ったが、取得希望者がなかった旨の回答があったことから、「行為の制限」が解除され、生産緑地としての機能が失われたことから一部及び全部を廃止するものである。

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

産緑地の取得の斡旋を行ったが、取得希望者がなかった旨の回答があったことから、「行為の制限」が解除され、生産緑地としての機能が失われたことから一部を廃止するものである。また、内一地区は、錯誤を原因とした地積更正の登記を行ったところ生産緑地地区の面積が増加したことから、併せて都市計画面積の変更を行う。

改正生産緑地法地区 3 地区は、主たる従事者の故障及び死亡により、所有者から生産緑地法第 10 条による生産緑地の買取の申出がなされた。その後、生産緑地法第 11 条による生産緑地の買取らない旨の通知を行うとともに、白井市農業委員会に生産緑地の取得の斡旋を行ったが、取得希望者がなかった旨の回答があったことから、「行為の制限」が解除され、生産緑地としての機能が失われたことから一部及び全部を廃止するものである。

正(今回)

改正生産緑地法地区 1 地区は、地積更正等により生産緑地地区の面積が減少したことから、都市計画面積の変更を行うものである。

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

改正生産緑地法地区 1 地区は、錯誤を原因とした地積更正の登記を行ったところ生産緑地地区の面積が減少したことから、都市計画面積の変更を行うものである。

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱い方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(一部廃止)する。	
2. 変更する 生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(西白井南第一第一種生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)	
一部廃止 △約0.10ha	西白井南第一第一種生産緑地地区 (変更前)地番 面積 白井市根字木戸前1029-10 2,266㎡ 白井市根字木戸前1029-11 2,604㎡ 白井市根字木戸前1029-18 307㎡ 白井市根字木戸前1029-35 24㎡ 白井市根字木戸前1029-72 80㎡ 白井市根字木戸前1029-73 114㎡ 白井市根字木戸前1029-76 239㎡ 白井市根字清水口1699-10 2,132㎡ 白井市根字清水口1699-18 2,926㎡ 白井市根字大山1963-129 312㎡ 白井市根字大山1963-130 1,366㎡ 白井市根字大山1963-138 1,016㎡ 白井市根字大山1963-139 694㎡ 白井市根字大山1964-4 2,324㎡ 白井市根字大山1964-8 251㎡ 白井市根字大山1964-58 463㎡ 白井市根字大山1966-12 441㎡ 白井市根字大松1965-6 991㎡ 白井市根字大松1965-8 760㎡ 白井市根字大松1968-77 1,863㎡ (計) 21,173㎡	
	(変更後)地番 面積 白井市根字木戸前1029-10 2,266㎡ 白井市根字木戸前1029-11 2,604㎡ 白井市根字木戸前1029-18 307㎡ 白井市根字木戸前1029-35 24㎡ 白井市根字木戸前1029-72 80㎡ 白井市根字木戸前1029-73 114㎡ 白井市根字木戸前1029-76 239㎡ 白井市根字清水口1699-10 2,132㎡ 白井市根字清水口1699-18 2,926㎡ 白井市根字大山1963-129 312㎡ 白井市根字大山1963-130 1,366㎡ 白井市根字大山1963-138 893㎡ 白井市根字大山1963-171 111㎡ 白井市根字大山1963-172 12㎡ 白井市根字大山1963-139 694㎡ 白井市根字大山1964-4 2,324㎡ 白井市根字大山1964-8 251㎡ 白井市根字大山1964-58 463㎡ 白井市根字大山1966-12 441㎡ 白井市根字大松1965-6 991㎡ 白井市根字大松1965-8 760㎡ 白井市根字大松1968-77 1,863㎡	
	(△ 893㎡) (△ 111㎡) (△ 12㎡)	

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱い方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(一部廃止)する。	
2. 変更する 生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(西白井南第一第一種生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)	
一部廃止 △約0.10ha	西白井南第一第一種生産緑地地区 (分筆前)地番 面積 白井市根字木戸前1029-10 2,266㎡ 白井市根字木戸前1029-11 2,604㎡ 白井市根字木戸前1029-18 307㎡ 白井市根字木戸前1029-35 24㎡ 白井市根字木戸前1029-72 80㎡ 白井市根字木戸前1029-73 114㎡ 白井市根字木戸前1029-76 239㎡ 白井市根字清水口1699-10 2,132㎡ 白井市根字清水口1699-18 2,926㎡ 白井市根字大山1963-129 312㎡ 白井市根字大山1963-130 1,366㎡ 白井市根字大山1963-138 1,016㎡ 白井市根字大山1963-139 694㎡ 白井市根字大山1964-4 2,324㎡ 白井市根字大山1964-8 251㎡ 白井市根字大山1964-58 463㎡ 白井市根字大山1966-12 441㎡ 白井市根字大松1965-6 991㎡ 白井市根字大松1965-8 760㎡ 白井市根字大松1968-77 1,863㎡ (計) 21,173㎡	
	(分筆後)地番 面積 白井市根字木戸前1029-10 2,266㎡ 白井市根字木戸前1029-11 2,604㎡ 白井市根字木戸前1029-18 307㎡ 白井市根字木戸前1029-35 24㎡ 白井市根字木戸前1029-72 80㎡ 白井市根字木戸前1029-73 114㎡ 白井市根字木戸前1029-76 239㎡ 白井市根字清水口1699-10 2,132㎡ 白井市根字清水口1699-18 2,926㎡ 白井市根字大山1963-129 312㎡ 白井市根字大山1963-130 1,366㎡ 白井市根字大山1963-138 893㎡ 白井市根字大山1963-171 111㎡ 白井市根字大山1963-172 12㎡ 白井市根字大山1963-139 694㎡ 白井市根字大山1964-4 2,324㎡ 白井市根字大山1964-8 251㎡ 白井市根字大山1964-58 463㎡ 白井市根字大山1966-12 441㎡ 白井市根字大松1965-6 991㎡ 白井市根字大松1965-8 760㎡ 白井市根字大松1968-77 1,863㎡	
	(△ 893㎡) (△ 111㎡) (△ 12㎡)	

正(今回)		
	(計)	変更前 21,173㎡ 変更後 20,157㎡ (△ 1,016㎡) 約2.12ha 約2.02ha (△ 0.10ha) ・根1963-138を3筆に分筆⇒1963-138 893㎡、1963-171 111㎡、1963-172 12㎡
3. 変更に至る経緯 (白井市根字大山1963-138) (白井市根字大山1963-171) (白井市根字大山1963-172)	S61.12.23 R3.8.18 R3.9.14 R3.9.14 R3.11.9 R3.11.18 R4.7.8	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。 根1963-138について、分筆の登記が申請される。
4. 農業委員会の意見	特になし	
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし	
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年12月(予定) (2)市都市計画審議会 令和7年1月(予定)	

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)		
	(計)	変更前 21,173㎡ 変更後 20,157㎡ (△ 1,016㎡) ・根1963-138を3筆に分筆⇒1963-138 893㎡、1963-171 111㎡、1963-172 12㎡
3. 変更に至る経緯 (白井市根字大山1963-138) (白井市根字大山1963-171) (白井市根字大山1963-172)	S61.12.23 R3.8.18 R3.9.14 R3.9.14 R3.11.9 R3.11.18 R4.7.8	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。 根1963-138について、分筆の登記が申請される。
4. 農業委員会の意見	特になし	
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし	
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年2月(予定) (2)市都市計画審議会 令和6年3月(予定)	

正(今回)(議案17ページ)

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(一部廃止)する。
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(白井北第一第一種生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)
地積更正 △約0.00ha (△10㎡) 一部廃止 △約0.07ha	白井北第一第一種生産緑地地区 (変更前)地番 面積 白井市根字笹塚123-1 1,607㎡ 白井市根字笹塚123-5 680㎡ 白井市根字笹塚123-72 1,465㎡ 白井市根字笹塚123-73 2,885㎡ 白井市根字笹塚126-5 1,160㎡ 白井市根字笹塚126-6 751㎡ 白井市根字笹塚128-1 501㎡ 白井市根字笹塚128-2 1,411㎡ 白井市根字笹塚129-3 3,684㎡ 白井市根字笹塚130-1 1,249㎡ 白井市根字笹塚131-1 142㎡ 白井市根字笹塚137-23 3㎡ 白井市根字笹塚139-1 6,302㎡ 白井市根字笹塚139-2 991㎡ 白井市根字笹塚140-4 544㎡ (計) 23,375㎡ (変更後)地番 面積 白井市根字笹塚123-1 1,607㎡ 白井市根字笹塚123-5 670㎡ 白井市根字笹塚123-72 1,465㎡ 白井市根字笹塚123-73 2,885㎡ 白井市根字笹塚126-5 1,160㎡ 白井市根字笹塚126-6 751㎡ 白井市根字笹塚128-1 501㎡ 白井市根字笹塚128-2 1,411㎡ 白井市根字笹塚129-3 3,684㎡ 白井市根字笹塚130-1 1,249㎡ 白井市根字笹塚131-1 142㎡ 白井市根字笹塚137-23 3㎡ 白井市根字笹塚139-1 6,302㎡ 白井市根字笹塚139-2 991㎡ 白井市根字笹塚140-4 544㎡ (計) 23,365㎡ ・根123-5を地積更正/680㎡から670㎡に減少(地積更正で10㎡減) 変更前 23,375㎡ 変更後 22,695㎡ (△ 680㎡) 約2.34ha 約2.27ha (△ 0.07ha)
	(△ 670㎡)

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(一部廃止)する。
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(白井北第一第一種生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)
一部廃止 △約0.07ha	白井北第一第一種生産緑地地区 (地積更正前)地番 面積 白井市根字笹塚123-1 1,607㎡ 白井市根字笹塚123-5 680㎡ 白井市根字笹塚123-72 1,465㎡ 白井市根字笹塚123-73 2,885㎡ 白井市根字笹塚126-5 1,160㎡ 白井市根字笹塚126-6 751㎡ 白井市根字笹塚128-1 501㎡ 白井市根字笹塚128-2 1,411㎡ 白井市根字笹塚129-3 3,684㎡ 白井市根字笹塚130-1 1,249㎡ 白井市根字笹塚131-1 142㎡ 白井市根字笹塚137-23 3㎡ 白井市根字笹塚139-1 6,302㎡ 白井市根字笹塚139-2 991㎡ 白井市根字笹塚140-4 544㎡ (計) 23,375㎡ (地積更正後)地番 面積 白井市根字笹塚123-1 1,607㎡ 白井市根字笹塚123-5 670㎡ 白井市根字笹塚123-72 1,465㎡ 白井市根字笹塚123-73 2,885㎡ 白井市根字笹塚126-5 1,160㎡ 白井市根字笹塚126-6 751㎡ 白井市根字笹塚128-1 501㎡ 白井市根字笹塚128-2 1,411㎡ 白井市根字笹塚129-3 3,684㎡ 白井市根字笹塚130-1 1,249㎡ 白井市根字笹塚131-1 142㎡ 白井市根字笹塚137-23 3㎡ 白井市根字笹塚139-1 6,302㎡ 白井市根字笹塚139-2 991㎡ 白井市根字笹塚140-4 544㎡ (計) 23,365㎡ ・根123-5を地積更正/680㎡から670㎡に減少(地積更正で10㎡減) 変更前 23,365㎡ 変更後 22,695㎡ (△ 670㎡)
	(△ 670㎡)

正(今回)

3. 変更に至る経緯 (白井市根字笹塚123-5)	S61.12.23 生産緑地地区に指定 R3.10.22 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R3.11.4 白井市根字笹塚123-5について、地積更正の登記が申請される。 R3.11.17 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R3.11.17 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R4.1.6 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R4.1.22 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。 R3.11.4 根123-5について、地積更正の登記が申請される。
4. 農業委員会の意見	特になし
5. 緑の基本計画等関連 諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年12月(予定) (2)市都市計画審議会 令和7年1月(予定)

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

3. 変更に至る経緯 (白井市根字笹塚123-5)	S61.12.23 生産緑地地区に指定 R3.10.22 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R3.11.4 白井市根字笹塚123-5について、地積更正の登記が申請される。 R3.11.17 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R3.11.17 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R4.1.6 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R4.1.22 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。 R3.11.4 根123-5について、地積更正の登記が申請される。
4. 農業委員会の意見	特になし
5. 緑の基本計画等関連 諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年2月(予定) (2)市都市計画審議会 令和6年3月(予定)

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(一部廃止)する。 また、分筆の際の地積更正により登記面積が増加したため、当該地区について変更(地積更正)する。		
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(白井北第三第一種生産緑地地区) ②面積(下記のとおり)③所在地番等(下記のとおり)④所有者名(下記のとおり)		
	白井北第三第一種生産緑地地区 (変更前・分筆前)地番	面積	
	白井市復字台山1141-1の一部	9,875㎡	
	白井市復字台山1141-2	5,950㎡	
	白井市復字台山1142-12	986㎡	
	白井市復字台山1143-1	10,639㎡	
	白井市復字台山1144-2	1,623㎡	
	白井市復字台山1144-3	1,411㎡	
	白井市復字台山1144-4	6,125㎡	
	白井市復字台山1144-5	2,924㎡	
	白井市復字台山1144-6	1,418㎡	
	白井市復字台山1144-11	1,037㎡	
	白井市復字台山1144-17	1,272㎡	
	白井市復字台山1144-18	354㎡	
	白井市復字台山1144-22	379㎡	
	白井市復字台山1144-33	260㎡	
	白井市復字台山1144-34	260㎡	
	白井市復字台山1144-35	260㎡	
	白井市復字台山1144-36	260㎡	
	白井市復字台山1144-37	1,018㎡	
	白井市復字台山1156-75	21㎡	
	白井市復字台山1156-77	48㎡	
	白井市復字台山1156-74	64㎡	
	白井市復字台山1156-76	113㎡	
	(計)	46,297㎡	
	(錯誤) 錯誤	△ 6,143㎡	
	(分筆・地積更正) 復1141-1を分筆/地積更正⇒1141-1 9,423㎡ (分筆・地積更正で452㎡減) 復1141-2を分筆/地積更正⇒1141-2 6,323㎡ 1141-9 7㎡ 1141-10 6㎡(分筆・地積更正で386㎡増) 復1144-4を分筆/地積更正⇒1144-4 6,693㎡ 1144-38 215㎡(地積更正で783㎡増) 復1144-5を分筆/地積更正⇒1144-5 2,634㎡ 1144-39 478㎡(地積更正で188㎡増) 復1144-6を分筆/地積更正⇒1144-6 326㎡ 1144-40 666㎡ 1144-41 594㎡(地積更正で168㎡増) 復1144-33を分筆⇒1144-33 9.44㎡ 1144-46 109㎡ 1144-47 141㎡(分筆時に約1㎡減) 復1144-34を分筆⇒1144-34 0.82㎡ 1144-48 109㎡ 1144-49 149㎡(分筆時に約1㎡減) 復1144-35を分筆⇒1144-35 110㎡ 1144-50 150㎡ 復1144-36を分筆⇒1144-36 110㎡ 1144-51 149㎡(分筆時に1㎡減) 分筆・地積更正		
	(変更後)地番	面積	
	白井市復字台山1141-1	9,423㎡	
	白井市復字台山1141-2	6,323㎡	(△ 6,323㎡)
	白井市復字台山1141-9	7㎡	(△ 7㎡)
	白井市復字台山1141-10	6㎡	(△ 6㎡)
	白井市復字台山1142-12	986㎡	
	白井市復字台山1143-1	10,639㎡	
	白井市復字台山1144-2	1,623㎡	(△ 1,623㎡)
	白井市復字台山1144-3	1,411㎡	(△ 1,411㎡)
	白井市復字台山1144-4	6,693㎡	(△ 6,693㎡)
	白井市復字台山1144-38	215㎡	(△ 215㎡)
	白井市復字台山1144-5	2,634㎡	(△ 2,634㎡)
	白井市復字台山1144-39	478㎡	(△ 478㎡)
	白井市復字台山1144-6	326㎡	(△ 326㎡)
	白井市復字台山1144-40	666㎡	(△ 666㎡)
	白井市復字台山1144-41	594㎡	(△ 594㎡)
	白井市復字台山1144-11	1,037㎡	(△ 1,037㎡)

錯誤
約△0.61ha

地積更正
約0.11ha

一部廃止
△約2.59ha

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(一部廃止)する。 また、分筆の際の地積更正により登記面積が増加したため、当該地区について変更(地積更正)する。		
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(白井北第三第一種生産緑地地区) ②面積(下記のとおり)③所在地番等(下記のとおり)④所有者名(下記のとおり)		
	白井北第三第一種生産緑地地区 (分筆前)地番	面積	
	白井市復字台山1141-1の一部	9,875㎡	
	白井市復字台山1141-2	5,950㎡	
	白井市復字台山1142-12	986㎡	
	白井市復字台山1143-1	10,639㎡	
	白井市復字台山1144-2	1,623㎡	
	白井市復字台山1144-3	1,411㎡	
	白井市復字台山1144-4	6,125㎡	
	白井市復字台山1144-5	2,924㎡	
	白井市復字台山1144-6	1,418㎡	
	白井市復字台山1144-11	1,037㎡	
	白井市復字台山1144-17	1,272㎡	
	白井市復字台山1144-18	354㎡	
	白井市復字台山1144-22	379㎡	
	白井市復字台山1144-33	260㎡	
	白井市復字台山1144-34	260㎡	
	白井市復字台山1144-35	260㎡	
	白井市復字台山1144-36	260㎡	
	白井市復字台山1144-37	1,018㎡	
	白井市復字台山1156-75	21㎡	
	白井市復字台山1156-77	48㎡	
	白井市復字台山1156-74	64㎡	
	白井市復字台山1156-76	113㎡	
	(計)	46,297㎡	
	地積更正 約0.11ha		
	一部廃止 △約2.58ha		
	(分筆後)地番	面積	
	白井市復字台山1141-1	9,423㎡	
	白井市復字台山1141-2	6,323㎡	(△ 6,323㎡)
	白井市復字台山1141-9	7㎡	(△ 7㎡)
	白井市復字台山1141-10	6㎡	(△ 6㎡)
	白井市復字台山1142-12	986㎡	
	白井市復字台山1143-1	10,639㎡	
	白井市復字台山1144-2	1,623㎡	(△ 1,623㎡)
	白井市復字台山1144-3	1,411㎡	(△ 1,411㎡)
	白井市復字台山1144-4	6,693㎡	(△ 6,693㎡)
	白井市復字台山1144-38	215㎡	(△ 215㎡)
	白井市復字台山1144-5	2,634㎡	(△ 2,634㎡)
	白井市復字台山1144-39	478㎡	(△ 478㎡)
	白井市復字台山1144-6	326㎡	(△ 326㎡)
	白井市復字台山1144-40	666㎡	(△ 666㎡)
	白井市復字台山1144-41	594㎡	(△ 594㎡)
	白井市復字台山1144-11	1,037㎡	(△ 1,037㎡)

正(今回)			
	白井市復字台山1144-17	1,272㎡	(△ 1,272㎡)
	白井市復字台山1144-18	354㎡	(△ 354㎡)
	白井市復字台山1144-22	379㎡	
	白井市復字台山1144-33	9㎡	(△ 9㎡)
	白井市復字台山1144-46	109㎡	(△ 109㎡)
	白井市復字台山1144-47	141㎡	(△ 141㎡)
	白井市復字台山1144-34	1㎡	(△ 1㎡)
	白井市復字台山1144-48	109㎡	(△ 109㎡)
	白井市復字台山1144-49	149㎡	(△ 149㎡)
	白井市復字台山1144-35	110㎡	(△ 110㎡)
	白井市復字台山1144-50	150㎡	(△ 150㎡)
	白井市復字台山1144-36	110㎡	(△ 110㎡)
	白井市復字台山1144-51	149㎡	(△ 149㎡)
	白井市復字台山1144-37	1,018㎡	(△ 1,018㎡)
	白井市復字台山1156-75	21㎡	(△ 21㎡)
	白井市復字台山1156-77	48㎡	(△ 48㎡)
	白井市復字台山1156-74	64㎡	
	白井市復字台山1156-76	113㎡	(△ 113㎡)
	(計)	21,491㎡	(△ 25,876㎡)
	面積	変更前 約5.24ha (52,440㎡)	
	錯誤	△約0.61ha (△ 6,143㎡)	
	変更前(積み上げ)	約4.63ha (46,297㎡)	
	地積更正	約0.11ha (1,070㎡)	
	一部廃止	△約2.59ha (△ 25,876㎡)	
	変更後	約2.15ha (21,491㎡)	
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1141-1)	S61.12.23 生産緑地地区に指定 R3.8.3 復1141-1について、分筆及び地積更正の登記が申請される。		
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1144-36) (白井市復字台山1144-51)	S61.12.23 生産緑地地区に指定 R3.8.4 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R3.9.1 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R3.9.1 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R3.10.7 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R3.11.4 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。 R4.9.8 復1144-36について、分筆の登記が申請される。		
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1141-2) (白井市復字台山1141-9) (白井市復字台山1141-10) (白井市復字台山1144-2) (白井市復字台山1144-3) (白井市復字台山1144-4) (白井市復字台山1144-38) (白井市復字台山1144-5) (白井市復字台山1144-39) (白井市復字台山1144-11) (白井市復字台山1144-17) (白井市復字台山1144-33) (白井市復字台山1144-46) (白井市復字台山1144-47) (白井市復字台山1144-35) (白井市復字台山1144-50)	S61.12.23 生産緑地地区に指定 R3.8.17 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R3.9.14 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R3.9.14 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R3.11.9 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R3.11.17 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。 R4.7.14 復1141-2について、分筆及び地積更正の登記が申請される。 R4.9.8 復1144-4について、分筆及び地積更正の登記が申請される。 R4.9.8 復1144-5について、分筆及び地積更正の登記が申請される。 R4.9.8 復1144-33について、分筆の登記が申請される。 R4.9.8 復1144-35について、分筆の登記が申請される。		

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)			
	白井市復字台山1144-17	1,272㎡	(△ 1,272㎡)
	白井市復字台山1144-18	354㎡	(△ 354㎡)
	白井市復字台山1144-22	379㎡	
	白井市復字台山1144-33	9㎡	(△ 9㎡)
	白井市復字台山1144-46	109㎡	(△ 109㎡)
	白井市復字台山1144-47	141㎡	(△ 141㎡)
	白井市復字台山1144-34	1㎡	(△ 1㎡)
	白井市復字台山1144-48	109㎡	(△ 109㎡)
	白井市復字台山1144-49	149㎡	(△ 149㎡)
	白井市復字台山1144-35	110㎡	(△ 110㎡)
	白井市復字台山1144-50	150㎡	(△ 150㎡)
	白井市復字台山1144-36	110㎡	(△ 110㎡)
	白井市復字台山1144-51	149㎡	(△ 149㎡)
	白井市復字台山1144-37	1,018㎡	(△ 1,018㎡)
	白井市復字台山1156-75	21㎡	(△ 21㎡)
	白井市復字台山1156-77	48㎡	(△ 48㎡)
	白井市復字台山1156-74	64㎡	
	白井市復字台山1156-76	113㎡	(△ 113㎡)
	(計)	変更前 47,367㎡ 変更後 21,491㎡	(△ 25,876㎡)
	復1141-1を分筆/地積更正⇒1141-1 9,423㎡ 1141-8 545㎡(分筆・地積更正で452㎡減) 復1141-2を分筆/地積更正⇒1141-2 6,323㎡ 1141-9 7㎡ 1141-10 6㎡(分筆・地積更正で386㎡増) 復1144-4を分筆/地積更正⇒1144-4 6,693㎡ 1144-38 215㎡(地積更正で783㎡増) 復1144-5を分筆/地積更正⇒1144-5 2,634㎡ 1144-39 478㎡(地積更正で188㎡増) 復1144-6を分筆/地積更正⇒1144-6 326㎡ 1144-40 666㎡ 1144-41 594㎡(地積更正で168㎡増) 復1144-33を分筆⇒1144-33 9.44㎡ 1144-46 109㎡ 1144-47 141㎡(分筆時に約1㎡減) 復1144-34を分筆⇒1144-34 0.82㎡ 1144-48 109㎡ 1144-49 149㎡(分筆時に約1㎡減) 復1144-35を分筆⇒1144-35 110㎡ 1144-50 150㎡ 復1144-36を分筆⇒1144-36 110㎡ 1144-51 149㎡(分筆時に1㎡減) 合計で、約1,070㎡増加		
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1141-1)	S61.12.23 生産緑地地区に指定 R3.8.3 復1141-1について、分筆及び地積更正の登記が申請される。		
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1144-36) (白井市復字台山1144-51)	S61.12.23 生産緑地地区に指定 R3.8.4 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R3.9.1 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R3.9.1 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R3.10.7 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R3.11.4 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。 R4.9.8 復1144-36について、分筆の登記が申請される。		
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1141-2) (白井市復字台山1141-9) (白井市復字台山1141-10) (白井市復字台山1144-2) (白井市復字台山1144-3) (白井市復字台山1144-4) (白井市復字台山1144-38) (白井市復字台山1144-5) (白井市復字台山1144-39) (白井市復字台山1144-11) (白井市復字台山1144-17) (白井市復字台山1144-33) (白井市復字台山1144-46) (白井市復字台山1144-47) (白井市復字台山1144-35) (白井市復字台山1144-50)	S61.12.23 生産緑地地区に指定 R3.8.17 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R3.9.14 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R3.9.14 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R3.11.9 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R3.11.17 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。 R4.7.14 復1141-2について、分筆及び地積更正の登記が申請される。 R4.9.8 復1144-4について、分筆及び地積更正の登記が申請される。 R4.9.8 復1144-5について、分筆及び地積更正の登記が申請される。 R4.9.8 復1144-33について、分筆の登記が申請される。 R4.9.8 復1144-35について、分筆の登記が申請される。		

正(今回)

3. 変更に至る経緯 (白井市根字台山1144-6) (白井市根字台山1144-40) (白井市根字台山1144-41) (白井市根字台山1144-34) (白井市根字台山1144-48) (白井市根字台山1144-49)	S61.12.23 R3.9.16 R3.10.13 R3.10.13 R3.12.9 R3.12.16 R4.9.8 R4.9.8	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条 の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規 定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による 農業従事者へのあっせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあっせんによる買取希望が無かつ た旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が 行われなかったため、生産緑地法第14条の規定 により行為の制限が解除になる。 復1144-6について、分筆及び地積更正の登記が申請される。 復1144-34について、分筆の登記が申請される。
3. 変更に至る経緯 (白井市根字台山1144-37)	S61.12.23 R3.11.24 R3.12.21 R3.12.21 R4.2.8 R4.2.24	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条 の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規 定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による 農業従事者へのあっせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあっせんによる買取希望が無かつ た旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が 行われなかったため、生産緑地法第14条の規定 により行為の制限が解除になる。
3. 変更に至る経緯 (白井市根字台山1144-18)	S61.12.23 R3.11.24 R3.12.21 R3.12.21 R4.2.8 R4.2.24	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条 の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規 定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による 農業従事者へのあっせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあっせんによる買取希望が無かつ た旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が 行われなかったため、生産緑地法第14条の規定 により行為の制限が解除になる。
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1156-76) (白井市復字台山1156-77)	S61.12.23 R4.2.3 R4.3.1 R4.3.1 R4.4.7 R4.5.3	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条 の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規 定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による 農業従事者へのあっせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあっせんによる買取希望が無かつ た旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が 行われなかったため、生産緑地法第14条の規定 により行為の制限が解除になる。
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1156-75)	S61.12.23 R4.5.3	生産緑地地区に指定 生産緑地地区として唯一の隣接地である白井市復字台山 1156-76、1156-77の2筆について、買取申出後3ヶ月が経過 し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14 条の規定により行為の制限が解除になる。
4. 農業委員会の意見	特になし	
5. 緑の基本計画等関連 諸計画との関係で該 当生産緑地地区の整 合方針及び都市施設 との重複	特になし	
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 (2)市都市計画審議会	令和6年12月(予定) 令和7年1月(予定)

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

3. 変更に至る経緯 (白井市根字台山1144-6) (白井市根字台山1144-40) (白井市根字台山1144-41) (白井市根字台山1144-34) (白井市根字台山1144-48) (白井市根字台山1144-49)	S61.12.23 R3.9.16 R3.10.13 R3.10.13 R3.12.9 R3.12.16 R4.9.8 R4.9.8	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条 の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規 定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による 農業従事者へのあっせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあっせんによる買取希望が無かつ た旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が 行われなかったため、生産緑地法第14条の規定 により行為の制限が解除になる。 復1144-6について、分筆及び地積更正の登記が申請される。 復1144-34について、分筆の登記が申請される。
3. 変更に至る経緯 (白井市根字台山1144-37)	S61.12.23 R3.11.24 R3.12.21 R3.12.21 R4.2.8 R4.2.24	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条 の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規 定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による 農業従事者へのあっせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあっせんによる買取希望が無かつ た旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が 行われなかったため、生産緑地法第14条の規定 により行為の制限が解除になる。
3. 変更に至る経緯 (白井市根字台山1144-18)	S61.12.23 R3.11.24 R3.12.21 R3.12.21 R4.2.8 R4.2.24	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条 の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規 定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による 農業従事者へのあっせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあっせんによる買取希望が無かつ た旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が 行われなかったため、生産緑地法第14条の規定 により行為の制限が解除になる。
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1156-76) (白井市復字台山1156-77)	S61.12.23 R4.2.3 R4.3.1 R4.3.1 R4.4.7 R4.5.3	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条 の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規 定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による 農業従事者へのあっせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあっせんによる買取希望が無かつ た旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が 行われなかったため、生産緑地法第14条の規定 により行為の制限が解除になる。
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1156-75)	S61.12.23 R4.5.3	生産緑地地区に指定 生産緑地地区として唯一の隣接地である白井市復字台山 1156-76、1156-77の2筆について、買取申出後3ヶ月が経過 し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14 条の規定により行為の制限が解除になる。
4. 農業委員会の意見	特になし	
5. 緑の基本計画等関連 諸計画との関係で該 当生産緑地地区の整 合方針及び都市施設 との重複	特になし	
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 (2)市都市計画審議会	令和6年2月(予定) 令和6年3月(予定)

正(今回)(議案31ページ)

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	分筆の際の地積更正により登記面積が減少したため、当該地区について変更(地積更正)する。
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(30号名内第四生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)
地積更正 △約0.04ha	30号名内第四生産緑地地区 (分筆・地積更正前)地番 面積 白井市名内字新山371-2 8,174㎡ 白井市名内字駒形372-1の一部 3,866㎡ (計) 12,040㎡ (1.20ha) (分筆・地積更正後)地番 面積 白井市名内字新山371-2 8,174㎡ 白井市名内字駒形372-1 3,424㎡ (計) 11,598㎡ (1.16ha) ・名内372-1を分筆/地積更正3,866㎡から3,424㎡に減少(442㎡減少) △ 442㎡ (△ 0.04ha)
3. 変更に至る経緯 (白井市名内字新山372-1)	H13.11.16 生産緑地地区に指定 R3.12.13 白井市名内字駒形372番1について、地積に関する変更の登記及び分筆の登記が申請される。 R3.12.24 名内372-1について、分筆及び地積更正の登記が申請される。
4. 農業委員会の意見	特になし
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年12月(予定) (2)市都市計画審議会 令和7年1月(予定)

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	分筆の際の地積更正により登記面積が減少したため、当該地区について変更(地積更正)する。
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(30号名内第四生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)
地積更正 △約0.04ha	30号名内第四生産緑地地区 (分筆・地積更正前)地番 面積 白井市名内字新山371-2 8,174㎡ 白井市名内字駒形372-1の一部 3,866㎡ (計) 12,040㎡ (分筆・地積更正後)地番 面積 白井市名内字新山371-2 8,174㎡ 白井市名内字駒形372-1 3,424㎡ (計) 11,598㎡ ・名内372-1を分筆/地積更正3,866㎡から3,424㎡に減少(442㎡減少)
3. 変更に至る経緯 (白井市名内字新山372-1)	H13.11.16 生産緑地地区に指定 R3.12.13 白井市名内字駒形372番1について、地積に関する変更の登記及び分筆の登記が申請される。 R3.12.24 名内372-1について、分筆及び地積更正の登記が申請される。
4. 農業委員会の意見	特になし
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年2月(予定) (2)市都市計画審議会 令和6年3月(予定)

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(廃止)する。また、分筆の際の地積更正により登記面積が増加したため、当該地区について変更(地積更正)する。		
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(33号河原子第三生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)		
地積更正 約0.02ha 廃止 △約0.64ha	33号河原子第三生産緑地地区		
	(変更前)地番	面積	
	白井市河原子字天神前309-1	1,983㎡	
	白井市河原子字天神前309-2-2	1,057㎡	
	白井市河原子字天神前309-3-2	2,214㎡	
	白井市河原子字天神前310-1-2	978㎡	
	(計)	6,232㎡	
	(合筆後)地番	面積	
	白井市河原子字天神前309-1	6,232㎡	
	(計)	6,232㎡	
309-1、309-2-2、309-3-2、310-1-2を合筆/1,983+1,057+2,214+978=6,232㎡			
地積更正 約0.02ha 廃止 △約0.64ha	(分筆後)地番	面積	
	白井市河原子字天神前309-1	170㎡	
	白井市河原子字天神前309-5	2,200㎡	
	白井市河原子字天神前309-6	4,069㎡	
	(計)	6,439㎡	(地積更正)
	309-1から3筆に分筆/地積更正6,232㎡⇒170㎡+2,200㎡+4,069㎡で207㎡増		
	(変更後)地番	面積	
	白井市河原子字天神前309-1	170㎡	(△ 170㎡)
	白井市河原子字天神前309-5	990㎡	(△ 990㎡)
	白井市河原子字天神前309-9	1,210㎡	(△ 1,210㎡)
地積更正 約0.02ha 廃止 △約0.65ha	白井市河原子字天神前309-6	3,279㎡	(△ 3,279㎡)
	白井市河原子字天神前309-7	789㎡	(△ 789㎡)
	(計)	6,438㎡	(△ 6,438㎡)
	309-5から309-5と309-9に分筆、309-6から309-6と309-7に分筆/端数処理で1㎡減		
	変更前	6,232㎡	(0.62ha)
	地積更正	207㎡	(0.02ha)
	廃止	△ 6,438㎡	(△ 0.64ha)
	変更後	0.00㎡	(0.00ha)
3. 変更に至る経緯	H13.11.16 生産緑地地区に指定		
(白井市河原子字天神前309-1)	R3.11.12 主たる従事者の死亡により、生産緑地法第10条の買取申出		
(白井市河原子字天神前309-5)	が提出される。		
(白井市河原子字天神前309-9)	R3.12.7 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。		
(白井市河原子字天神前309-6)	R3.12.7 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事		
(白井市河原子字天神前309-7)	者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。		
	R4.1.5 白井市河原子字天神前309-1、309-2-2、309-3-2、310-1-2について		
	合筆、分筆及び地積に関する変更の登記が申請される。		
	R4.1.6 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。		
	R4.2.12 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、		
	生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。		
	R4.4.4 白井市河原子字天神前309-6について分筆の登記が申請される。		
	R4.12.12 白井市河原子字天神前309-5について分筆の登記が申請される。		

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(廃止)する。また、分筆の際の地積更正により登記面積が増加したため、当該地区について変更(地積更正)する。		
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(33号河原子第三生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)		
地積更正 約0.02ha 廃止 △約0.65ha	33号河原子第三生産緑地地区		
	(変更前)地番	面積	
	白井市河原子字天神前309-1	1,983㎡	
	白井市河原子字天神前309-2-2	1,057㎡	
	白井市河原子字天神前309-3-2	2,214㎡	
	白井市河原子字天神前310-1-2	978㎡	
	(計)	6,232㎡	
	(合筆後)地番	面積	
	白井市河原子字天神前309-1	6,232㎡	
	(計)	6,232㎡	
309-1、309-2-2、309-3-2、310-1-2を合筆/1,983+1,057+2,214+978=6,232㎡			
地積更正 約0.02ha 廃止 △約0.65ha	(分筆後)地番	面積	
	白井市河原子字天神前309-1	170㎡	
	白井市河原子字天神前309-5	2,200㎡	
	白井市河原子字天神前309-6	4,069㎡	
	(計)	6,439㎡	(地積更正)
	309-1から3筆に分筆/地積更正6,232㎡⇒170㎡+2,200㎡+4,069㎡で207㎡増		
	(分筆後)地番	面積	
	白井市河原子字天神前309-1	170㎡	
	白井市河原子字天神前309-5	990㎡	
	白井市河原子字天神前309-9	1,210㎡	
地積更正 約0.02ha 廃止 △約0.65ha	白井市河原子字天神前309-6	3,279㎡	
	白井市河原子字天神前309-7	789㎡	
	(計)	6,438㎡	
	309-5から309-5と309-9に分筆、309-6から309-6と309-7に分筆/端数処理で1㎡減		
	(変更後)地番	面積	
	白井市河原子字天神前309-1	170㎡	(△ 170㎡)
	白井市河原子字天神前309-5	990㎡	(△ 990㎡)
	白井市河原子字天神前309-9	1,210㎡	(△ 1,210㎡)
	白井市河原子字天神前309-6	3,279㎡	(△ 3,279㎡)
	白井市河原子字天神前309-7	789㎡	(△ 789㎡)
地積更正 約0.02ha 廃止 △約0.65ha	(計)	6,438㎡	
	変更前	6,438㎡	変更後 0㎡ (△ 6,438㎡)
3. 変更に至る経緯	H13.11.16 生産緑地地区に指定		
(白井市河原子字天神前309-1)	R3.11.12 主たる従事者の死亡により、生産緑地法第10条の買取申出が提出		
(白井市河原子字天神前309-5)	される。		
(白井市河原子字天神前309-9)	R3.12.7 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。		
(白井市河原子字天神前309-6)	R3.12.7 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者への		
(白井市河原子字天神前309-7)	あつせんを農業委員会へ依頼する。		
	R4.1.5 白井市河原子字天神前309-1、309-2-2、309-3-2、310-1-2について		
	合筆、分筆及び地積に関する変更の登記が申請される。		
	R4.1.6 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。		
	R4.2.12 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、		
	生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。		
	R4.4.4 白井市河原子字天神前309-6について分筆の登記が申請される。		
	R4.12.12 白井市河原子字天神前309-5について分筆の登記が申請される。		

正(今回)

4. 農業委員会の意見	特になし
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年12月(予定) (2)市都市計画審議会 令和7年1月(予定)

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

4. 農業委員会の意見	特になし
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年2月(予定) (2)市都市計画審議会 令和6年3月(予定)

正(今回)(議案37ページ)

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(一部廃止)する。																		
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(34号河原字第四生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)																		
一部廃止 △約0.11ha	34号河原字第四生産緑地地区 <table> <tr> <th>地番</th><th>面積</th></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前312-1</td><td>3,471㎡</td></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前312-2</td><td>553㎡</td></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前312-3</td><td>455㎡</td></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前312-4</td><td>251㎡</td></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前312-6</td><td>340㎡</td></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前313-1</td><td>565㎡</td></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前319-1の一部</td><td>1,055㎡</td></tr> <tr> <td>(計)</td><td>変更前 6,690㎡ 変更後 5,635㎡ (△ 1,055㎡) 約0.67ha 約0.56ha (△ 0.11ha)</td></tr> </table>	地番	面積	白井市河原字字天神前312-1	3,471㎡	白井市河原字字天神前312-2	553㎡	白井市河原字字天神前312-3	455㎡	白井市河原字字天神前312-4	251㎡	白井市河原字字天神前312-6	340㎡	白井市河原字字天神前313-1	565㎡	白井市河原字字天神前319-1の一部	1,055㎡	(計)	変更前 6,690㎡ 変更後 5,635㎡ (△ 1,055㎡) 約0.67ha 約0.56ha (△ 0.11ha)
地番	面積																		
白井市河原字字天神前312-1	3,471㎡																		
白井市河原字字天神前312-2	553㎡																		
白井市河原字字天神前312-3	455㎡																		
白井市河原字字天神前312-4	251㎡																		
白井市河原字字天神前312-6	340㎡																		
白井市河原字字天神前313-1	565㎡																		
白井市河原字字天神前319-1の一部	1,055㎡																		
(計)	変更前 6,690㎡ 変更後 5,635㎡ (△ 1,055㎡) 約0.67ha 約0.56ha (△ 0.11ha)																		
3. 変更に至る経緯 (白井市河原字字天神前319-1)	H13.11.16 生産緑地地区に指定 R3.11.12 主たる従事者の死亡により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R3.12.7 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R3.12.7 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R4.1.6 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R4.2.12 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。																		
4. 農業委員会の意見	特になし																		
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし																		
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年12月(予定) (2)市都市計画審議会 令和7年1月(予定)																		

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(一部廃止)する。																		
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(34号河原字第四生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)																		
一部廃止 △約0.11ha	34号河原字第四生産緑地地区 <table> <tr> <th>地番</th><th>面積</th></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前312-1</td><td>3,187㎡</td></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前312-2</td><td>444㎡</td></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前312-3</td><td>455㎡</td></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前312-4</td><td>251㎡</td></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前312-6</td><td>340㎡</td></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前313-1</td><td>565㎡</td></tr> <tr> <td>白井市河原字字天神前319-1の一部</td><td>1,055㎡</td></tr> <tr> <td>(計)</td><td>変更前 6,297㎡ 変更後 5,242㎡ (△ 1,055㎡)</td></tr> </table>	地番	面積	白井市河原字字天神前312-1	3,187㎡	白井市河原字字天神前312-2	444㎡	白井市河原字字天神前312-3	455㎡	白井市河原字字天神前312-4	251㎡	白井市河原字字天神前312-6	340㎡	白井市河原字字天神前313-1	565㎡	白井市河原字字天神前319-1の一部	1,055㎡	(計)	変更前 6,297㎡ 変更後 5,242㎡ (△ 1,055㎡)
地番	面積																		
白井市河原字字天神前312-1	3,187㎡																		
白井市河原字字天神前312-2	444㎡																		
白井市河原字字天神前312-3	455㎡																		
白井市河原字字天神前312-4	251㎡																		
白井市河原字字天神前312-6	340㎡																		
白井市河原字字天神前313-1	565㎡																		
白井市河原字字天神前319-1の一部	1,055㎡																		
(計)	変更前 6,297㎡ 変更後 5,242㎡ (△ 1,055㎡)																		
3. 変更に至る経緯 (白井市河原字字天神前319-1)	H13.11.16 生産緑地地区に指定 R3.11.12 主たる従事者の死亡により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R3.12.7 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R3.12.7 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R4.1.6 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R4.2.12 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。																		
4. 農業委員会の意見	特になし																		
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし																		
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年2月(予定) (2)市都市計画審議会 令和6年3月(予定)																		

正(今回)(議案40ページ)

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(廃止)する。
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(38号河原子第八生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)
廃止 △約0.17ha	38号河原子第八生産緑地地区 地番 面積 白井市河原子字木戸八365-3 575㎡ (△ 575㎡) 白井市河原子字木戸八365-7 779㎡ (△ 779㎡) 白井市河原子字木戸八365-8 317㎡ (△ 317㎡) (計) 変更前 1,671㎡ 変更後 0㎡ (△ 1,671㎡) 約0.17ha 約0.00ha (△ 0.17ha)
3. 変更に至る経緯 (白井市河原子字木戸八365-3) (白井市河原子字木戸八365-7) (白井市河原子字木戸八365-8)	H13.11.16 生産緑地地区に指定 R4.11.16 主たる従事者の故障により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R4.12.15 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R4.12.15 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R5.2.7 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R5.2.16 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。
4. 農業委員会の意見	特になし
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年12月(予定) (2)市都市計画審議会 令和7年1月(予定)

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(廃止)する。
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(38号河原子第八生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)
廃止 △約0.17ha	38号河原子第八生産緑地地区 地番 面積 白井市河原子字木戸八365-3 575㎡ (△ 575㎡) 白井市河原子字木戸八365-7 779㎡ (△ 779㎡) 白井市河原子字木戸八365-8 317㎡ (△ 317㎡) (計) 変更前 1,671㎡ 変更後 0㎡ (△ 1,671㎡)
3. 変更に至る経緯 (白井市河原子字木戸八365-3) (白井市河原子字木戸八365-7) (白井市河原子字木戸八365-8)	H13.11.16 生産緑地地区に指定 R4.11.16 主たる従事者の故障により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R4.12.15 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R4.12.15 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R5.2.7 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R5.2.16 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。
4. 農業委員会の意見	特になし
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年2月(予定) (2)市都市計画審議会 令和6年3月(予定)

正(今回)(議案44ページ)

印西都市計画生産緑地地区一覧表

名 称		面 積	備 考
番号	生産緑地名		
1	西白井北第一種生産緑地地区	約 0.44 ha	平成10年12月1日 一部廃止△約0.32ha 平成13年11月16日 一部廃止△約0.26ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.09ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.67ha 令和元年12月20日 一部廃止△約0.02ha
2	西白井南第一第一種生産緑地地区	約 2.02 ha	平成10年12月1日 一部廃止△約1.44ha 平成13年11月16日 一部廃止△約1.76ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.49ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.04ha 平成21年3月6日 一部廃止△約0.19ha 平成23年7月12日 一部廃止△約0.10ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.17ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.37ha 令和7年●月●日 一部廃止△約0.10ha
3	西白井南第二第一種生産緑地地区	約 1.46 ha	平成13年11月16日 一部廃止△約0.28ha 平成14年11月22日 一部廃止△約0.16ha
4	白井北第一第一種生産緑地地区	約 2.27 ha	平成13年11月16日 一部廃止△約0.03ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.46ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.15ha 平成21年3月6日 一部廃止△約0.35ha 平成23年7月12日 一部廃止△約0.05ha ※分筆による地積更正 △0.56ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.14ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.13ha 令和7年●月●日 地積更正△約0.00ha 一部廃止△約0.07ha
5	白井北第二第一種生産緑地地区	約 0.92 ha	平成13年11月16日 一部廃止△約0.20ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.15ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.15ha 平成21年3月6日 一部廃止△約0.01ha ※分筆等による地積更正△約0.07ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.30ha
6	白井北第三第一種生産緑地地区	約 2.15 ha	平成17年2月25日 一部廃止△約0.13ha 平成25年2月19日 一部廃止△約0.03ha 令和7年●月●日 地積更正 0.11ha 錯誤△約0.61ha 一部廃止△約2.59ha
7	白井南第一種生産緑地地区	約 6.41 ha	平成10年12月1日 一部廃止△約0.08ha 平成13年11月16日 一部廃止△約0.99ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.28ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.32ha 平成25年2月19日 一部廃止△約0.30ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.04ha
小 計(7地区)		約 15.67 ha	
8	1 白井第一生産緑地地区	約 0.85 ha	
9	2 白井第二生産緑地地区	約 0.91 ha	
10	3 白井第三生産緑地地区	約 0.08 ha	

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

印西都市計画生産緑地地区一覧表

名 称		面 積	備 考
番号	生産緑地名		
1	西白井北第一種生産緑地地区	約 0.44 ha	平成10年12月1日 一部廃止△約0.32ha 平成13年11月16日 一部廃止△約0.26ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.09ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.67ha 令和元年12月20日 一部廃止△約0.02ha
2	西白井南第一第一種生産緑地地区	約 2.02 ha	平成10年12月1日 一部廃止△約1.44ha 平成13年11月16日 一部廃止△約1.76ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.49ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.04ha 平成21年3月6日 一部廃止△約0.19ha 平成23年7月12日 一部廃止△約0.10ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.17ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.37ha 令和6年●月●日 一部廃止△約0.10ha
3	西白井南第二第一種生産緑地地区	約 1.46 ha	平成13年11月16日 一部廃止△約0.28ha 平成14年11月22日 一部廃止△約0.16ha
4	白井北第一第一種生産緑地地区	約 2.27 ha	平成13年11月16日 一部廃止△約0.03ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.46ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.15ha 平成21年3月6日 一部廃止△約0.35ha 平成23年7月12日 一部廃止△約0.05ha ※分筆による地積更正 △0.56ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.14ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.13ha 令和6年●月●日 一部廃止△約0.07ha
5	白井北第二第一種生産緑地地区	約 0.92 ha	平成13年11月16日 一部廃止△約0.20ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.15ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.15ha 平成21年3月6日 一部廃止△約0.01ha ※分筆等による地積更正△約0.07ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.30ha
6	白井北第三第一種生産緑地地区	約 2.15 ha	平成17年2月25日 一部廃止△約0.13ha 平成25年2月19日 一部廃止△約0.03ha ※分筆による地積更正 0.11ha 令和6年●月●日 一部廃止△約2.58ha
7	白井南第一種生産緑地地区	約 6.41 ha	平成10年12月1日 一部廃止△約0.08ha 平成13年11月16日 一部廃止△約0.99ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.28ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.32ha 平成25年2月19日 一部廃止△約0.30ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.04ha
小 計(7地区)		約 15.67 ha	
8	1 白井第一生産緑地地区	約 0.85 ha	
9	2 白井第二生産緑地地区	約 0.91 ha	
10	3 白井第三生産緑地地区	約 0.08 ha	

正(今回)

11	4	白井第四生産緑地地区	約 0.15 ha	
12	5	白井第五生産緑地地区	－	平成30年2月16日 廃止△約0.20ha
13	6	白井第六生産緑地地区	約 0.40 ha	令和4年7月5日 一部廃止△約0.23ha
14	7	復第一生産緑地地区	約 0.39 ha	
15	8	復第二生産緑地地区	約 0.16 ha	
16	9	復第三生産緑地地区	約 0.10 ha	
17	10	復第四生産緑地地区	約 0.11 ha	
18	11	復第五生産緑地地区	約 0.06 ha	
19	12	復第六生産緑地地区	約 0.60 ha	
20	13	復第七生産緑地地区	約 0.16 ha	
21	14	復第八生産緑地地区	約 0.52 ha	平成30年2月16日 一部廃止△0.12ha
22	15	復第九生産緑地地区	約 0.31 ha	
23	16	根第一生産緑地地区	約 0.37 ha	平成17年2月25日 一部廃止△約0.09ha 43号へ分割△約0.23ha 平成30年2月16日 一部廃止△0.02ha
24	17	根第二生産緑地地区	約 0.10 ha	平成19年2月23日 一部廃止△約0.72ha 44号へ分割△約0.30ha
25	18	根第三生産緑地地区	－	平成19年2月23日 一部廃止△約0.02ha 平成25年2月19日 廃止 △約0.19ha
26	19	富士第一生産緑地地区	－	平成30年2月16日 廃止△約0.09ha
27	20	富士第二生産緑地地区	－	平成21年3月6日 一部廃止△約0.06ha 平成27年8月11日 廃止△約0.27ha
28	21	富士第三生産緑地地区	約 1.06 ha	平成14年11月22日 追加 約0.10ha 平成27年8月11日 一部廃止△約0.02ha
29	22	富士第四生産緑地地区	約 0.38 ha	
30	23	富士第五生産緑地地区	－	平成17年2月25日 廃止△約0.47ha

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

11	4	白井第四生産緑地地区	約 0.15 ha	
12	5	白井第五生産緑地地区	－	平成30年2月16日 廃止△約0.20ha
13	6	白井第六生産緑地地区	約 0.40 ha	令和4年7月5日 一部廃止△約0.23ha
14	7	復第一生産緑地地区	約 0.39 ha	
15	8	復第二生産緑地地区	約 0.16 ha	
16	9	復第三生産緑地地区	約 0.10 ha	
17	10	復第四生産緑地地区	約 0.11 ha	
18	11	復第五生産緑地地区	約 0.06 ha	
19	12	復第六生産緑地地区	約 0.60 ha	
20	13	復第七生産緑地地区	約 0.16 ha	
21	14	復第八生産緑地地区	約 0.52 ha	平成30年2月16日 一部廃止△0.12ha
22	15	復第九生産緑地地区	約 0.31 ha	
23	16	根第一生産緑地地区	約 0.37 ha	平成17年2月25日 一部廃止△約0.09ha 43号へ分割△約0.23ha 平成30年2月16日 一部廃止△0.02ha
24	17	根第二生産緑地地区	約 0.10 ha	平成19年2月23日 一部廃止△約0.72ha 44号へ分割△約0.30ha
25	18	根第三生産緑地地区	－	平成19年2月23日 一部廃止△約0.02ha 平成25年2月19日 廃止 △約0.19ha
26	19	富士第一生産緑地地区	－	平成30年2月16日 廃止△約0.09ha
27	20	富士第二生産緑地地区	－	平成21年3月6日 一部廃止△約0.06ha 平成27年8月11日 廃止△約0.27ha
28	21	富士第三生産緑地地区	約 1.06 ha	平成14年11月22日 追加 約0.10ha 平成27年8月11日 一部廃止△約0.02ha
29	22	富士第四生産緑地地区	約 0.38 ha	
30	23	富士第五生産緑地地区	－	平成17年2月25日 廃止△約0.47ha

正(今回)

31	24	富士第六生産緑地地区	約 0.08 ha	令和4年7月5日 一部廃止△約0.83ha
32	25	富士第七生産緑地地区	約 0.30 ha	
33	26	中第一生産緑地地区	約 0.43 ha	
34	27	名内第一生産緑地地区	－	平成30年2月16日 廃止△約0.50ha
35	28	名内第二生産緑地地区	約 0.47 ha	
36	29	名内第三生産緑地地区	約 0.22 ha	
37	30	名内第四生産緑地地区	約 1.16 ha	平成21年3月6日 一部廃止△約0.12ha 平成27年8月11日 一部廃止△約0.10ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.08ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.21ha 令和7年●月●日 地積更正 △0.04ha
38	31	河原子第一生産緑地地区	約 0.46 ha	
39	32	河原子第二生産緑地地区	約 3.69 ha	
40	33	河原子第三生産緑地地区	－	令和7年●月●日 地積更正 約0.02ha 廃止△約0.64ha
41	34	河原子第四生産緑地地区	約 0.56 ha	平成14年11月22日 一部廃止△約0.29ha 令和7年●月●日 一部廃止△約0.11ha
42	35	河原子第五生産緑地地区	約 0.29 ha	平成14年11月22日 一部廃止△約0.10ha 平成23年7月12日 一部廃止△約0.50ha
43	36	河原子第六生産緑地地区	－	令和4年7月5日 廃止△約0.82ha
44	37	河原子第七生産緑地地区	約 0.75 ha	
45	38	河原子第八生産緑地地区	－	令和元年12月20日 一部廃止△約0.32ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.20ha 令和7年●月●日 廃止△約0.17ha
46	39	西白井第一生産緑地地区	－	令和元年12月20日 廃止△約0.13ha
47	40	西白井第二生産緑地地区	－	令和元年12月20日 廃止△約0.06ha
48	41	西白井第三生産緑地地区	約 0.08 ha	
49	42	西白井第四生産緑地地区	－	令和元年12月20日 廃止△約0.38ha
50	43	根第四生産緑地地区	－	平成23年7月12日 一部廃止△約0.11ha 平成30年2月16日 廃止△約0.12ha
51	44	根第五生産緑地地区	約 0.30 ha	
		小 計(31地区)	約 15.50 ha	
		合 計(38地区)	約 31.17 ha	

誤(令和5年度第2回都市計画審議会時)

31	24	富士第六生産緑地地区	約 0.08 ha	令和4年7月5日 一部廃止△約0.83ha
32	25	富士第七生産緑地地区	約 0.30 ha	
33	26	中第一生産緑地地区	約 0.43 ha	
34	27	名内第一生産緑地地区	－	平成30年2月16日 廃止△約0.50ha
35	28	名内第二生産緑地地区	約 0.47 ha	
36	29	名内第三生産緑地地区	約 0.22 ha	
37	30	名内第四生産緑地地区	約 1.16 ha	平成21年3月6日 一部廃止△約0.12ha 平成27年8月11日 一部廃止△約0.10ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.08ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.21ha ※分筆による地積更正 △0.04ha
38	31	河原子第一生産緑地地区	約 0.46 ha	
39	32	河原子第二生産緑地地区	約 3.69 ha	
40	33	河原子第三生産緑地地区	－	※分筆による地積更正 0.02ha 令和6年●月●日 廃止△約0.65ha
41	34	河原子第四生産緑地地区	約 0.52 ha	平成14年11月22日 一部廃止△約0.29ha 令和6年●月●日 一部廃止△約0.11ha
42	35	河原子第五生産緑地地区	約 0.29 ha	平成14年11月22日 一部廃止△約0.10ha 平成23年7月12日 一部廃止△約0.50ha
43	36	河原子第六生産緑地地区	－	令和4年7月5日 廃止△約0.82ha
44	37	河原子第七生産緑地地区	約 0.75 ha	
45	38	河原子第八生産緑地地区	－	令和元年12月20日 一部廃止△約0.32ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.20ha 令和6年●月●日 廃止△約0.17ha
46	39	西白井第一生産緑地地区	－	令和元年12月20日 廃止△約0.13ha
47	40	西白井第二生産緑地地区	－	令和元年12月20日 廃止△約0.06ha
48	41	西白井第三生産緑地地区	約 0.08 ha	
49	42	西白井第四生産緑地地区	－	令和元年12月20日 廃止△約0.38ha
50	43	根第四生産緑地地区	－	平成23年7月12日 一部廃止△約0.11ha 平成30年2月16日 廃止△約0.12ha
51	44	根第五生産緑地地区	約 0.30 ha	
		小 計(31地区)	約 15.46 ha	
		合 計(38地区)	約 31.13 ha	

生産緑地法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（生産緑地地区に関する都市計画）

第三条 市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- 一 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
 - 二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。
 - 三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- 2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。
- 3 生産緑地地区に関する都市計画の案については、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第百六条第三項又は農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第八十八条第二項の規定による要請があつた土地の区域に係るものを除き、当該生産緑地地区内における農地等利害関係人の同意を得なければならない。
- 4 前項の「農地等利害関係人」とは、農地等(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地として指定された農地等にあつては、当該農地等に対応する従前の土地。以下この項において同じ。)について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいう。
- 5 生産緑地地区に関する都市計画を定めるに当たっては、当該生産緑地地区に係る農地等及びその周辺の地域における幹線街路、下水道等の主要な都市施設の整備に支障を及ぼさ

ないようにし、かつ、当該都市計画区域内における土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、合理的な土地利用に支障を及ぼさないようにしなければならない。

- 6 生産緑地地区に関する都市計画は、都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第四条第一項に規定する基本計画(同条第二項第五号に掲げる事項が定められているものに限る。)が定められている場合においては、当該基本計画に即して定めなければならない。

(生産緑地の管理)

第七条 生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。

2 生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、市町村長に対し、当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換のあつせんその他の援助を求めることができる。

(生産緑地地区内における行為の制限)

第八条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 三 水面の埋立て又は干拓

2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。

一 次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの

イ 農産物、林産物又は水産物（以下この項において「農産物等」という。）の生産又は集荷の用に供する施設

ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設

ニ 農林漁業に従事する者の休憩施設

二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基

準に適合するもの

イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ロ イの農産物等又はこれを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設

ハ イの農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める施設

3 市町村長は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付けることができる。

4 生産緑地地区内において公共施設等の設置又は管理に係る行為で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、市町村長にその旨を通知しなければならない。

5 生産緑地地区に関する都市計画が定められた際当該生産緑地地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。

6 生産緑地地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。

7 市町村長は、第四項の規定による通知又は第五項若しくは前項の規定による届出があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関又は地方公共団体が行う第二項各号に掲げる施設の設置又は管理に係る第一項各号に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。

9 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものについては、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

10 都市計画法第八条第一項第一号の田園住居地域内の生産緑地地区の区域(現に農業の用に供されている農地の区域に限る。)内において行う第二項各号に掲げる施設の設置又は管理に係る行為について第一項の許可があつたときは、当該行為のうち同法第五十二条第一項の許可を要する行為に該当するものについて、同項の許可があつたものとみなす。

(原状回復命令等)

第九条 市町村長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、市町村長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(生産緑地の買取りの申出)

第十条 生産緑地(生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。))の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。))の所有者(以下「生産緑地所有者」という。))は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日(以下「申出基準日」という。))以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

2 生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。))が死亡

し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至ったときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(生産緑地の買取り等)

第十一条 市町村長は、第十条の規定による申出があつたときは、次項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、当該生産緑地を時価で買い取るものとする。

(生産緑地の買取りの通知等)

第十二条 市町村長は、前条第二項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、第十条の規定による申出があつた日から起算して一月以内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨又は買い取らない旨を書面で当該生産緑地の所有者に通知しなければならない。

2 前条第二項の規定により買取りの相手方として定められた者は、前項に規定する期間内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨を書面で当該生産緑地の所有者及び市町村長に通知しなければならない。

3 前二項の規定により買い取る旨の通知がされた場合における当該生産緑地の時価については、買い取る旨の通知をした者と生産緑地の所有者とが協議して定める。

(生産緑地の取得のあつせん)

第十三条 市町村長は、生産緑地について、前条第一項の規定により買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるようにあつせんすることに努めなければならない。

(生産緑地地区内における行為の制限の解除)

第十四条 第十条の規定による申出があつた場合において、その申出の日から起算して三月以内に当該生産緑地の所有権の移転(相続その他の一般承継による移転を除く。)が行われなかつたときは、当該生産緑地については、第七条から第九条までの規定は、適用しない。

生産緑地地区の概要

1. 生産緑地地区の目的

市街化区域内にある農地等の有する緑地機能やオープンスペースとしての防災機能等に着目し、一定規模（500 m²）以上の農地を生産緑地地区として定め、農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ること。

2. 生産緑地地区の指定の効果

- ・農地としての土地利用が都市計画上、明確に位置付けられ、都市における農地等の適正な保全を図ることができる。
- ・地権者は生産緑地法に基づき一定の義務や土地利用の制限が課されるが、その一方で固定資産税や相続税の優遇措置を受けることができる。

3. 白井市の生産緑地の指定の経緯

- ①昭和 61 年に千葉 NT 事業の見直しに伴い、旧生産緑地法（昭和 49 年施行）により第一種生産緑地地区 7 地区の約 30ha を指定
- ②平成 3 年に生産緑地法改正（平成 4 年施行）
- ③平成 13 年の市制施行にともない三大都市圏の特定市となり、平成 13 年 11 月に生産緑地地区を 38 地区の約 23ha を追加して指定
- ④平成 14 年 11 月に白井・沼南土地区画整理事業区域内において、4 地区の約 1.4ha を追加指定
- ⑤現在は 40 地区（旧法 7 地区・改正法 33 地区）、約 35.37ha が生産緑地地区として指定

4. 行為制限解除と都市計画変更（廃止）について

都市計画法では、生産緑地法で指定された生産緑地地区を区域決定しており、生産緑地法による行為制限解除がなされると、土地利用制限のない生産緑地地区が都市計画上の区域として存在している状態となる。

そのため、都市計画としての意義が失われたため区域の変更（廃止）を行う。

生産緑地買取り申出に関するフロー

